

○岩国市英語交流センター条例

令和3年9月27日条例第26号

岩国市英語交流センター条例

（目的及び設置）

第1条 英語の学びや学び直しの機会の充実を図り、国際交流活動を促進することにより、魅力的な「英語交流のまち」を実現し、もって市民の福祉の増進を図ることを目的として、岩国市英語交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岩国市英語交流センター	岩国市元町一丁目1番1号

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）国際交流を目的とした企画、展示等に関すること。
- （2）市民の英語力の向上に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（休館日）

第4条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- （1）火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
- （2）1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

（開館時間）

第5条 センターの開館時間（以下「開館時間」という。）は、午前9時から午後7時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第6条 センターのセミナースペース（以下「スペース」という。）を一定時間専用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（利用の制限）

第7条 市長は、前条の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3）前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第8条 スペースを利用する者（以下「利用者」という。）は、許可と同時に別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（特別の設備）

第9条 利用者は、センターに特別の設備を設け、又は備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（入場の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- （2）他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）の類を携帯する者
- （3）前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者

（目的外利用等の禁止）

第11条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用条件を変更することができる。

- （1）利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2）利用者が許可を受けた利用の条件に違反したとき。

- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 前項の規定による処分により、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その損害の賠償の責めを負わない。
- (原状回復の義務)

第13条 センターの入場者又は利用者(以下「入場者等」という。)は、施設の利用が終わったとき、又は前条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、その利用した施設、設備、器具等を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、センターの施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が入場者等の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、センターの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条、第9条、第10条及び第12条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

(指定管理者が行う業務)

第16条 前条の規定により管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) スペースの利用許可に関する業務
 - (2) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
 - (3) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な業務
- (利用料金)

第17条 第15条第1項の規定により指定管理者による管理を行う場合において、市長がセンターの管理運営上必要があると認めるときは、第8条の規定にかかわらず、指定管理者は利用者からスペースの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を徴収することができるものとする。この場合において、第8条の規定は、適用しないものとする。

2 前項に規定する利用料金は、許可と同時に前納しなければならない。ただし、指定管理者が、あらかじめ市長が定める基準に従い後納を認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(令和4年2月規則第17号で、同4年3月26日から施行)

(準備行為)

2 センターの利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条、第17条関係）

区分	単位	使用料
セミナースペース	1時間につき	690円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算する。
